

令和7年12月15日(木)

開会（9:53）

○増子達也委員長

開会宣言。出席委員が10名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。
当委員会に審査を付託された議案は、補正予算4件、請願1件の計5件である。
議案の審査に入る前に、須貝副市長よりあいさつ願いたい。

○須貝副市長

おはようございます。

12月の中旬になりまして、日に日に寒さが厳しくなっているというような状況にあります。全国的に見ても、インフルエンザが非常に流行してございまして、新潟県でも警報発令しているというような状況にございます。定点把握によると、新発田管内では、県の平均よりもかなり上回っているような状況になってございます。

内閣府の発表によると、サブグレードKという新しい変異株がどうやら影響しているようで、感染するスピードが速いというような特徴を持っているようです。

胎内市の小中学校の状況を申し上げますと、中条、築地、黒川から小中学校の学級閉鎖が始まりまして、先週はきのと小学校に拡大しているというような状況です。

保育園では、かなり感染者が多かったんですけども、今は落ち着いているというような状況と職員から聞いてございます。やはり、うがい手洗いの励行ということが非常に大切なので、そちらは市民の皆様にもお伝えをしながら進めていきたいと考えております。皆様におかれましても、健康にご留意をしていただければと思います。

本日は補正予算4件ということで、どうぞよろしく願います。

議第86号 令和7年度胎内市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

高橋上下水道課長説明

収入及び支出の総額に変更はないが、マンホールポンプ遠方監視システム使用料について、令和8年度当初から実施するため、今年度中に契約する必要がありますことから、債務負担行為として、限度額を設定するもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第87号 令和7年度胎内市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

高橋上下水道課長説明

債務負担行為について、電気工作物保安管理業務委託料、マンホールポンプ遠方監視システム使用料、マンホールポンプ運転状況閲覧システム使用料の3件について、いずれも令和8年度当初から実施するため、今年度中に契約する必要がありますことから、それぞれ限度額まで設定するもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第88号 令和7年度胎内市水道事業会計補正予算（第3号）

高橋上下水道課長説明

歳入歳出の予算額に変更はないが、浄水場ろ過池管理業務委託料ほか5件について、いずれも令和8年度当初から実施するため、今年度中に契約する必要がありますことから、それぞれ債務負担行為を設定するもの。

質疑

○増子達也委員長

コンビニエンスストア収納事務委託料ということで、200万円弱が計上されていますけど、1件当たりと定額で支払うものがあるのであればどういった契約なのかお知らせください。

○高橋上下水道課長

件数は、月1,850件、年間2万2,200件を見込んでおります。手数料は、1件当たり77円でございます。その他、月額使用料等が掛かりまして、それでこの委託料の総額となっております。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第89号 令和7年度胎内市簡易水道事業会計補正予算（第2号）

高橋上下水道課長説明

歳入歳出予算に変更はないが、水質検査業務委託料ほか3件について、いずれも令和8年度当初から実施するため、今年度中に契約する必要がありますことから、それぞれ債務負担行為を設定するもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

(執行部退席 10:04)

請願第3号 免税軽油制度の継続を求める請願

請願趣旨説明：(株)胎内リゾートアウトドア事業部 樋口透

(紹介議員：坂上隆夫議員)

免税軽油制度継続に関する請願についてご説明申し上げます。

現在、軽油には、1リットル当たり32円の軽油引取税が課税されています。

この税は、昭和31年に都道府県の道路目的税とし、創設されたものです。免税制度は、農業用機械や船舶など道路を走行しないナンバーのない機械類を対象として適用されてきました。

スキー場に関する免税措置は、索道業界が10数年以上にわたり、継続して運動を行った結果、平成11年度から認められ、主に圧雪車などで活用されております。

その後、平成21年度の税制改正に伴い、税が道路特定財源から一般財源へと移行したことにより、平成24年度、平成27年度、平成30年度、令和元年度と計4回にわたり、免税軽油制度が廃止される局面がございました。

しかし、その都度、制度継続を求める請願書を提出し市町村議会議員の皆様、国会議員の皆様のお力添えにより制度は存続して参りました。

現行の免税軽油制度は、令和9年3月末をもって終了する予定となっております。

このため、制度継続に向けて、政府関係機関への働きかけをお願いしたいということが、今回の請願の趣旨でございます。

また、当スキー場の令和2年から6年度までの燃料使用料の平均は、1シーズン当たり約84万円の免税措置を受けております。

皆さんもご承知の通り、昨今は燃料、光熱費の高騰が続いており、免税軽油制度の継続はスキー場の運営における経費節減に直結いたします。

これはスキー場の安定的な、経営に必要なだけでなく、スキー場核とした地域の観光産業、地域経済全体に影響を及ぼす重要な事項であると考えております。

つきましては、免税軽油制度の存続に向け、政府関係機関への意見書の提出及び請願内容

の実現に向けた働きかけを何卒お願い申し上げます。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、採択すべきと決定。

(請願者退席 10:10)

○増子達也委員長

今ほど採択した請願書は意見書の提出を求めるもので、議会運営に関する申し合わせ事項により議員発議とすることとなっている。議員発議について諮る。

○丸山副委員長

請願者である坂上隆夫委員にお願いしたい。

○増子達也委員長

請願第3号、免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について、提出者坂上隆夫委員ほか、賛同議員としてよろしいか。

(「はい」の声あり)

○増子達也委員長

それでは賛同議員の署名をお願いします。

以上でまちづくり常任委員会を閉会する。

閉会 (10:25)